

| | |
|--|--|
| <p>2. 検討の経緯</p> <p>平成23年6月29日 委員会 平成23年6月29日 委員会 平成23年8月31日 委員会 平成23年10月12日 委員会 平成23年12月14日 委員会 平成24年1月30日 委員会 平成24年2月28日 委員会</p> <p>3. これまでに提出した意見書 平成20年3月19日付け意見書</p> | <p>● 少数意見</p> <p>① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする策定内容を重視すべきである。</p> <p>② 行政等の主導によるトップダウン的な流域管理（河川利用施設）から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理（河川利用施設）といった流域がハブとなる必要がある。</p> |
|--|--|

野洲川立入河川公園

| | | | |
|---------|--|--------|---|
| 1 施設の名称 | 野洲川立入河川公園 | 4 主な施設 | グラウンドゴルフ場、多目的広場、芝生広場、クレイ広場、バスケットボール場、散策広場、駐車場 |
| 2 河川の名称 | 淀川水系野洲川 | 5 申請者 | 守山市 |
| 3 場所 | 守山市吉身5丁目字裏川原～守山市立入町川原 (左岸8.400km～9.690km地点) | 6 占用面積 | 100,035.55㎡ |

野洲川河川公園

| | | | |
|---------|---|--------|---|
| 1 施設の名称 | 野洲川河川公園 | 4 主な施設 | 芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場 |
| 2 河川の名称 | 淀川水系野洲川 | 5 申請者 | 野洲市 |
| 3 場所 | 野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸8.254km～10.550km地点) | 6 占用面積 | 100,035.55㎡ |

野洲川運動公園

| | | | |
|---------|---------------------------------------|--------|--|
| 1 施設の名称 | 野洲川運動公園 | 4 主な施設 | グラウンドゴルフ場、ローンプレイフィールド、芝グラウンド、テニスコート、ソフトボール場、多目的運動場、陸上競技場、駐車場 |
| 2 河川の名称 | 淀川水系野洲川 | 5 申請者 | 栗東市 |
| 3 場所 | 栗東市出庭字外川原付近 (左岸9.690km～11.182km地点) | 6 占用面積 | 34,794.36㎡ |

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第37号 2012年3月発行

【編集・発行】 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
【連絡先】 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1
TEL: 077-546-0904(直通) FAX: 077-546-6840
ホームページ ● <http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>
E-mail ● info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占有する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。

第36・37回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成24年1月30日(月)に「第36回河川保全利用委員会」、平成24年2月28日(火)に「第37回河川保全利用委員会」を開催しました。

最終的に河川管理者に提出される野洲川流域の3市が占有する「野洲川立入河川公園(守山市)」「野洲川河川公園(野洲市)」「野洲川運動公園(栗東市)」の意見書に関する審議が行われました。



▲第37回 河川保全利用委員会

第36回 河川保全利用委員会

開催日時: 平成24年1月30日(月)
9:28~13:27
場所: ウォーターステーション琵琶
参加者数: 委員6名、河川管理者2名、
事務局3名、傍聴者8名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第35回委員会活動の整理事項
 - 2) 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園に関する意見書の審議
 - 3) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
6. 閉会

配布資料

- 議事次第
- 資料-1 第35回河川保全利用委員会議事骨子整理表
- 資料-2 第35回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- 資料-3 意見書(素案)に対する意見
- 申請説明書
- 参考資料-1 今後のスケジュールについて
- 参考資料-2 前回意見書
- 委員会ニュース Vol.36

第37回 河川保全利用委員会

開催日時: 平成24年2月28日(火)
9:30~11:57
場所: ウイングプラザ 4F 研修室E
参加者数: 委員7名、河川管理者2名、
事務局3名、傍聴者6名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第36回委員会活動の整理事項
 - 2) 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園に関する意見書の審議
 - 3) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
6. 閉会

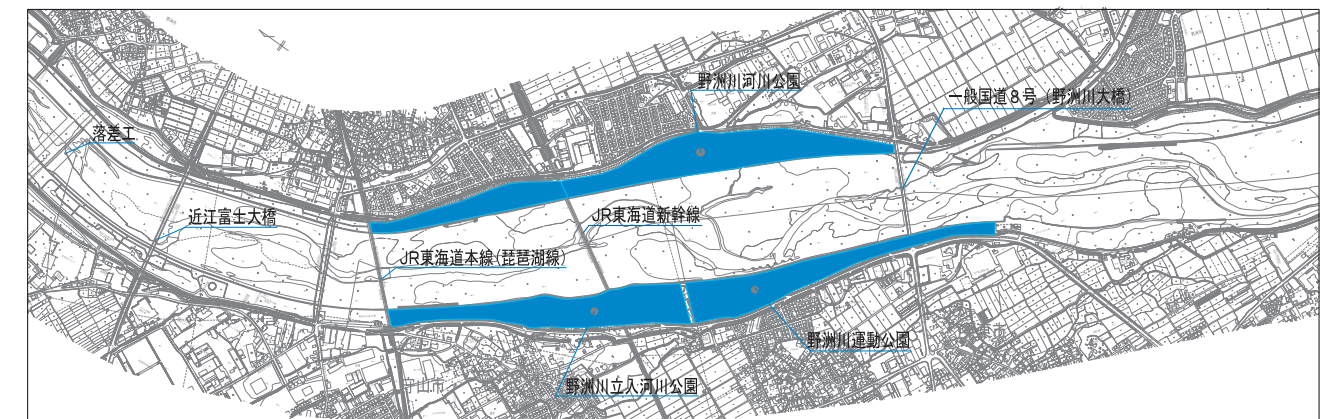
配布資料

- 議事次第
- 資料-1 第36回河川保全利用委員会議事骨子整理表
- 資料-2 第36回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- 資料-3 意見書(原案)
- 資料-4 意見書(原案)に対する意見
- 申請説明書
- 参考資料-1 今後のスケジュールについて
- 参考資料-2 意見書(案)
- 参考資料-3 意見書(確定版)

占用許可申請に対する意見書の提出

平成24年3月15日付けで、当委員会委員長から琵琶湖河川事務所長に意見書が提出されました。

占用許可申請の概要



野洲川立入河川公園

平成24年3月15日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武

占用許可申請に対する意見書
(野洲川立入河川公園)

平成23年6月29日付付国近整規占調第13号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

| | |
|------|---|
| 施設名称 | 野洲川立入河川公園 |
| 場所 | 守山市吉身5丁目字裏川原～守山市立入町川原(左岸8.400km～9.690km地点) |
| 主な施設 | グラウンドゴルフ場、多目的広場、芝生広場、クレイ広場、バスケットボール場、散策広場、駐車場、駐車場 |
| 申請者 | 守山市 |
| 占用面積 | 100,035.55㎡ |

(1/4)

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に算定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約5万人(平成22年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約50.0mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分割する影響があると思われる。

また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外の設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。

前回意見書(平成20年3月19日付)において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的な行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考え。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】
河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考え。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤ 循環式(場所その他利用されていない、利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

(2/4)

野洲川河川公園

平成24年3月15日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武

占用許可申請に対する意見書
(野洲川河川公園)

平成23年6月29日付付国近整規占調第13号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

| | |
|------|---|
| 施設名称 | 野洲川河川公園 |
| 場所 | 野洲市野洲地先～野洲市三上地先(右岸8.254km～10.550km地点) |
| 主な施設 | 芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場 |
| 申請者 | 野洲市 |
| 占用面積 | 139,181.10㎡ |

(1/4)

2. 検討の経緯

平成23年6月29日 委員会
平成23年6月29日 意見照会書の受理
占用許可施設の現地調査
河川管理者から申請内容についての説明
平成23年8月31日 委員会
委員による占用許可施設の審議
平成23年10月12日 委員会
委員による占用許可施設の審議
平成23年12月14日 委員会
委員による占用許可施設の審議
平成24年1月30日 委員会
委員による意見書(素案)の審議
平成24年2月28日 委員会
委員による意見書(原案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書

(3/4)

以上

●少数意見

- ① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする策定内容を重視すべきであろう。
- ② 行政等の主請によるトップダウン的な流域管理(河川利用施設)から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理(河川利用施設)といった流域ガバナンスが必要であろう。

(4/4)

| | |
|--|--|
| 2. 検討の経緯 | 意見照会書の受理 占用許可施設の現地調査 河川管理者から申請内容についての説明 委員による占用許可施設の審議 委員による占用許可施設の審議 委員による占用許可施設の審議 委員による意見書(案)の審議 委員による意見書(原案)の審議 |
| 平成23年6月29日 平成23年6月29日 平成23年8月31日 平成23年10月12日 平成23年10月14日 平成24年1月30日 平成24年2月28日 | 委員会 委員会 委員会 委員会 委員会 委員会 委員会 |
| 3. これまでに提出した意見書 | 以上 |
| 平成20年3月19日付け意見書 | (3/4) |

| | |
|-----------------|--|
| 1. 委員会としての判断・意見 | <p>対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。</p> <p>占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。</p> <p>施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約6万1千人(平成22年度)でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。</p> <p>当該箇所は、占用施設全域にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと思われる。</p> <p>当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外の利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討を要する。また、河川敷以外の設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきである。</p> <p>前回意見書(平成20年3月19日付け)において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討を要する。また、河川敷以外の設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきである。」旨意見を付したところである。</p> <p>前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えます。</p> <p>したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当であると考える。</p> <p>【占用許可期限の更新についての意見】 河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一部施設の「自然化」を行うこと。 ② 河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。 ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。 ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。 ⑤ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。 |
| | (2/4) |

●少数意見

- ① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする決定内容を重視すべきであろう。
- ② 行政等の主導によるトップダウン的な流域管理(河川利用施設)から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理(河川利用施設)と云った流域ガバナンスが必要であろう。

野洲川運動公園

| | |
|--|--|
| 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様 | 平成24年3月15日 |
| 河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所) 委員長 三田村 精佐武 | |
| 占用許可申請に対する意見書 (野洲川運動公園) | |
| 占用許可申請施設の概要 | 平成23年6月29日付け国近整理占調第13号にて意見照会がありました以下以下の占用許可申請施設について、下記のとおり回答いたします。 |
| 施設名称 | 野洲川運動公園 |
| 場所 | 栗東市出庭字外川原付近 (左岸9.690km～11.182km地点) |
| 主な施設 | グラウンドゴルフ場、ローンプレイフィールド、芝グラウンド、テニスコート、ソフトボール場、多目的運動場、陸上競技場、駐車場 |
| 申請者 | 栗東市 |
| 占有面積 | 34,794.36㎡ |

| | |
|-----------------|---|
| 1. 委員会としての判断・意見 | <p>対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。</p> <p>占用施設は、グラウンドゴルフ場、ローンプレイフィールド、芝グラウンド、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約5万5千人(平成22年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約3割と最も多い。</p> <p>当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400mと占有区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。</p> <p>また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。</p> <p>当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外の設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外の設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきである。</p> <p>前回意見書(平成20年3月19日付け)において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討を要する。また、施設の縮小・廃止については守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。</p> <p>前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えます。</p> <p>したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当であると考える。</p> <p>【占用許可期限の更新についての意見】 河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一部施設の「自然化」を行うこと。 ② 河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。 ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。 ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。 ⑤ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。 |
| | (2/4) |